

気づきのこ られいじゅ 3 高齢者

こうれいのか
高齢化の進展に伴い、
とうな
こうれいしゃ
高齢者への虐待や財産侵害、
ぎょうたい
しんがい
にんち
しょうこうれいしゃ
認知症高齢者
の増加、社会参加の困難性など、
こうれいしゃ
高齢者の人権にかかわる様々な問題
が生じています。

こうれいしゃ
高齢者が社会を構成する重要な一員として、健康で生きがいをもつ
て安心して生活できる社会づくりが必要です。



かがや | いつまでも輝き続けるために

現在、県民の約4人に1人が65歳以上の高齢者です。

こうれい
少子・高齢社会は今後も進展し、平成47(2035)年には県民の約3人に1人が65歳以上の高齢者
になると予想されています。

平均余命も年々伸び続け、「人生85年」から「人生100年」ともいわれる中で、高齢者のみなさん
が、年齢にとらわれることなく、これまで培ってきた知識や経験を活かし、住み慣れた地域で、いき
いきと暮らしていくための地域づくりが必要です。

| でも、こんな問題があります



●高齢者虐待

虐待のタイプ

身体的虐待

- なくる、けるの暴力
- 手足を縛るなどの拘束
- など

性的虐待

- 懲罰的に下半身を裸にして放置する
- 性器への接触、性的行為の強要
- など

心理的虐待

- 言葉による侮辱、脅迫
- 無視や孤立させる
- など

経済的虐待

- 生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- 年金等を取り上げる
- など

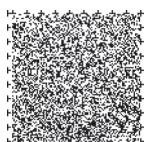
介護・世話の放棄・放任

- 介護や世話の放棄、放任
- 必要な医療・介護サービスの制限
- など

※家庭内の虐待は介護負担やストレスから発生するほか、家族間のかつとう、経済的問題が背景となっている場合など様々なケース
があり、表面化しにくい傾向があります。

※介護保険施設などでは、緊急でやむを得ない場合を除き、身体拘束は禁止されています。

身体拘束は、本人に不安や怒り、屈辱、あきらめといった精神的苦痛を与えるばかりでなく、人間としての尊厳を侵すものです。





●財産侵害

「自宅が、知らない間に他人の名義になっていた」とか「家族が不在の間に、あるいは、一人暮らしの高齢者が高額な商品の購入契約をしてしまった」など、判断能力の低下を悪用されて財産を騙し取られたり、不利な契約を結ばれたりすることがあります。

●社会参加の困難性

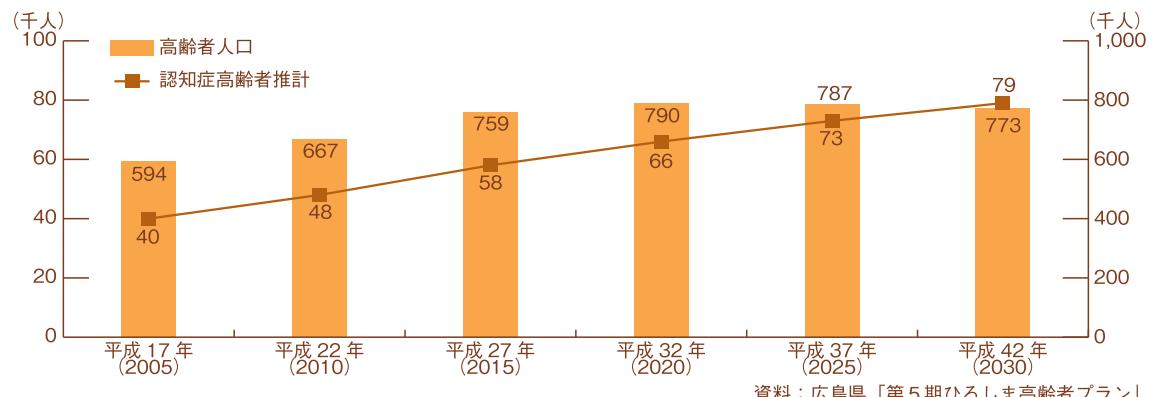
勤労意欲も能力もある高齢者が、年齢による制約で就労の機会が得られない場合や、高齢者の恋愛や結婚について、家族や施設内で否定的な対応をすることがあります。

●認知症

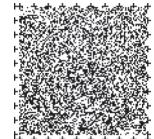
「認知症」は、だれにでも起こりうる脳の病気で、単なる「もの忘れ」とは異なり、アルツハイマー病や脳血管疾患などが原因となって発症します。

認知症の出現率は年齢とともに高まり、65歳以上では13人に1人、85歳以上では4人に1人になるとされる。平成17(2005)年には約4万人であった広島県の認知症のある高齢者は、平成42(2030)年には約8万人に倍増することが見込まれています。

広島県における認知症高齢者の推計



資料：広島県「第5期ひろしま高齢者プラン」



気づきの 3 高齢者

| 安心して暮らせる社会へ

高齢者への人権侵害を防ぐためには、介護サービスをはじめとする保健福祉サービスの情報提供や、権利擁護を行う相談・支援体制の充実を図るとともに、家族や介護サービス従事者等の、高齢者の人権尊重への理解と認識を深めることが大切です。

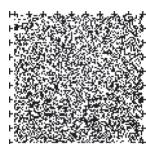
認知症になると、記憶障害や認知障害によって不安や混乱に陥ったり、周囲の人との関係が損なわれたり、また、家族が介護に疲れ果ててしまうことも少なくありませんが、周囲の人の理解と気遣いがあれば穏やかに暮らしていくことは可能です。

高齢期においてもだれもが自分らしく尊厳をもって安心して暮らし続けられるよう、みんなで支え合いましょう。

| 高齢者がいきいきと活動できる地域づくり

高齢者がこれまで培ってきた知識や技能、経験を生かし、地域を支える一員として活躍できる社会を実現するために、雇用・就業の促進、地域で活動しやすい環境や仕組みづくりに取り組んでいます。

シルバー人材センターでは、臨時的な仕事等の機会を提供したり、また、様々な世代の多様な働き方を支援している「ひろしまジョブプラザ」では、シニア・ミドル相談コーナーを設けて、就業やボランティア活動など、ニーズに沿った情報の提供を行うことで、高齢者の就業をサポートしています。



認知症、高齢者の権利擁護に関する相談窓口

●広島県地域包括ケア推進センター TEL 082-254-3434

【相談日時等】月～金 9:00～16:30

●広島県福祉サービス利用援助センター TEL 082-254-2300

「かけはし」

【認知症医療に関する相談】

●認知症疾患医療センター

【西部】TEL 0827-57-7461 } 【相談日時等】月～金 9:00～17:00

【東部】TEL 0848-61-5515 }

【広島市】TEL 082-270-0311 【相談日時等】月～金 9:00～12:00／13:30～17:00

●オレンジドクター（もの忘れ・認知症相談医）

お近くのオレンジドクターにご相談ください。※名簿は、広島県のホームページからダウンロードしてください。<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/>

【認知症介護に関する相談】

●公益社団法人認知症の人と家族の会広島県支部 TEL 082-240-5605

【相談日時等】月・水 10:00～16:00

●オレンジアドバイザー（広島県認知症介護アドバイザー）

お近くのオレンジアドバイザーにご相談ください。※名簿は、広島県のホームページからダウンロードしてください。<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/>

※上記のほか、認知症、高齢者虐待に関することは、お住まいの市町にある地域包括支援センターにご相談ください。

高齢者の社会参加・参画に関する相談窓口

●広島県社会福祉協議会 TEL 082-254-3411（代表）

●広島県プラチナ世代支援協議会 TEL 082-513-3198 (県庁高齢者支援課内)

【相談日時等】月～金 8:30～17:15

高齢者の雇用・就業に関する相談窓口

●ひろしまジョブプラザ TEL 082-224-0121・0122

シニア・ミドル相談コーナー

【相談日時等】月～金 11:30～17:45

●ひろしましごと館福山サテライト TEL 084-921-5799

【相談日時等】火～土 10:00～18:00

4コマで知る！

認知症のある人への対応

認知症によって、ご本人が困っているときには、わからないことやできないことをさりげなく手助けしましょう。

